



今度の手当は第1子から支給されます!

※この手当は、定額給付金と併せて支給している子育て応援特別手当（平成20年度版）とは別の手当です。支給対象が拡大されました。

子育て応援特別手当が支給されます

国の「経済危機対策」の一環として、幼児教育期の子どもに対して手当を支給します。現在、市では、事業実施に向けた準備を進めています。申請受付開始は12月中旬以降を予定しています。詳細が決まり次第、広報紙やホームページでお知らせします。

支給基準日

10月1日（基準日に住民登録及び外国人登録をしている市町村への申請となります。）

対象となる子ども

生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日で基準日において次のいずれかに該当する子どもが対象となります。

- ①住民基本台帳に記録されている者
- ②外国人登録原票に登録されている者（短期滞在者は除く）

※今回の手当は、前回の手当（平成20

年度版）と違って、第1子まで支給対象を拡大しています。

支給対象者

- 支給対象となる子どもの属する世帯の世帯主で次のいずれかに該当する者
- ①住民基本台帳に記録されている者
 - ②外国人登録原票に登録されている者（在留資格を有しない者及び短期滞在者は除きます。）

支給額

子ども1人あたり 3万6千円

支給方法

世帯主が指定する口座への振り込みまたは現金支給

配偶者からの暴力（DV）の被害者の人へ

DV被害者の方で、支給対象となる子どもとともに、住民基本台帳または外国人登録原票と異なる住所地に住んでいる場合は、支援措置（閲覧制限措置等）を活用して住民登録を、実際に住んでいる住所地へ変更することで手当を受けられます。

『支援措置（閲覧制限措置等）』とは：

転出先の住所を配偶者に見られないようにするものです。被害者の人が警察署等に相談した上で支援措置の実施を申し出ることによって、配偶者による

住民基本台帳の閲覧や住民票の交付について制限を設けることが可能です。

どうしても住民登録の変更が できない事情がある場合

いろいろな事情で、どうしても今住んでいる市町村に住民登録ができない人は、事前申請をすることにより手当を受けられます。

事前申請期間

10月1日（木）から30日（金）の1か月間（土日・祝日は除く）※期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。午前8時30分から午後5時まで（毎週木曜日は午後7時まで）

申請場所

原則、現に居住している市町村（筑西市に住んでいる人は、本庁子ども課）

事前申請に必要な書類

事前申請書や本人確認書類、DV被害者であることが確認できる書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手当の支給

事前申請に基づく支給は、住民登録がされている市町村から支給されるため、支給の時期は、それぞれの市町村で異なります。

住宅手当緊急特別措置事業

最大6か月家賃を補助します

リストラなどで職を失った人への賃貸住宅家賃の補助制度が新設されました。対象者は最大6か月間、住宅手当を受けることができます。(手当には限度額があります。)



離職者への
家賃補助が
10月から
スタート

【支給対象者】

申請時に次の要件全てに該当する人が対象となります。

- ① 2年以内に離職した人。
- ② 離職前に、主として世帯の生計を維持していた人。
- ③ 就労能力と常用就職への意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う人。
- ④ 住宅を失った人、又は、現在入居している賃貸住宅等を失うおそれのある人。
- ⑤ 原則、収入のない人。一時的収入がある場合は、単身世帯で84,000円、複数世帯（生計を同じくする同居親族の収入合計）で172,000円以下の世帯。
- ⑥ 預貯金の合計が、単身世帯で50万円、複数世帯（生計を同じくする同居親族の預貯金の合計）で100万円以下の世帯。
- ⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、自治体を実施する類似の貸付又は給付を受けていない人。

※手当支給期間は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

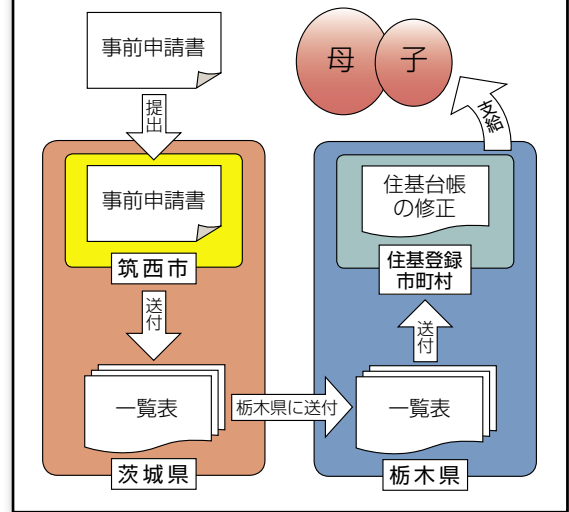
【住宅手当の手続き】

- ① 市役所の社会福祉課で制度の説明を受ける。
- ② 関係書類を添え、「住宅手当申請書」を提出する。
- ③ 新規に入居する人は、入居希望の賃貸住宅を探す。
市の審査後、賃貸借契約を結び、住宅に入居する。
- ④ 契約書等を提出し、手当の支給が決定される。
- ⑤ 住宅手当は、市から貸主に直接振り込む。

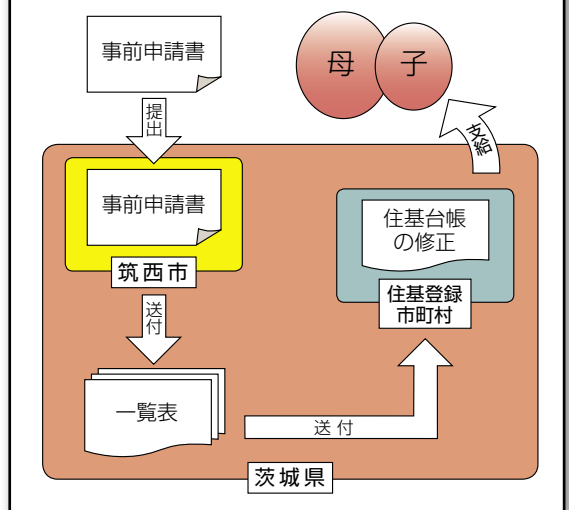
■ 問い合わせ 社会福祉課（内線 263、264）

DV被害者の 事前申請の処理の流れ

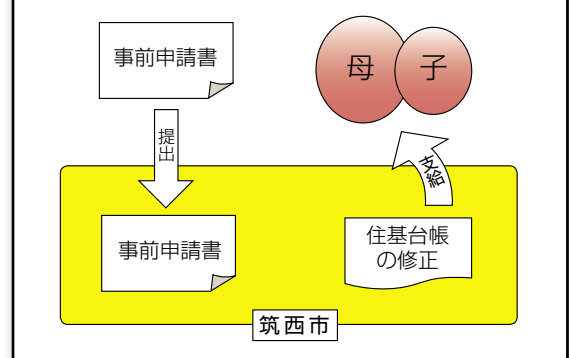
いま住んでいる市町村（例：筑西市）と住民登録のある市町村が別の都道府県の場合



いま住んでいる市町村（例：筑西市）が住民登録のある市町村と同じ都道府県の場合



いま住んでいる市町村（例：筑西市）が住民登録のある市町村と同じ市町村の場合



■ 問い合わせ こども課（内線 256）



医療と介護の負担を軽減する

高額医療・高額介護合算制度をご活用ください

医療保険・介護保険それぞれについて、月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする制度（高額医療費制度、高額介護サービス費）があります。しかし医療費と介護費の両方の負担が重なった場合、世帯の負担は大きくなります。

この負担を軽減する目的で、平成20年度に『高額医療・高額介護合算制度』が設けられました。

算定基準が異なります

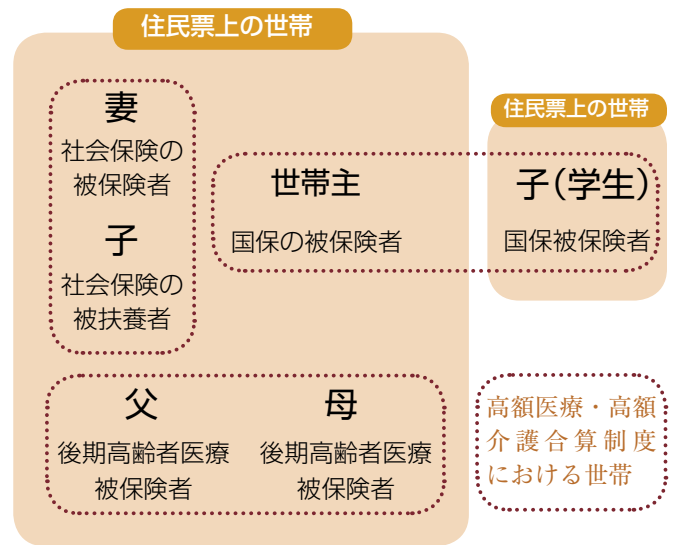
1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療と介護の両方に自己負担があり、合算した額が算定基準額（下表）を超えた場合、超えた部分が支給されます。

区分	75歳以上	70歳～74歳の人 の世帯	70歳未満の 人の世帯
現役並・ 上位所得者	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
住民税非課 税世帯①	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
住民税非課 税世帯②	19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	

※かつこの額は、初年度の経過措置で平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間が算定基準になります。
 ※算定した結果、500円以下の場合には、支給されません。
 ※住民税非課税世帯②は、所得金額が0円である場合（年金収入のみの場合は80万円以下）

合算できる世帯の範囲

基準日（7月31日）現在加入している医療保険の世帯単位で、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。



*夫婦でも一方が「後期高齢者医療」、もう一方が「国民健康保険」の場合など、加入する医療保険制度が異なる場合は、住民票上同じ世帯であっても合算できません。

合算制度に該当するか、確認しましょう

計算期間中（平成20年4月～平成21年7月）に世帯で医療と介護サービスの両方を受けていましたか？

いいえ

どちらか一方だけの場合は該当しません

はい

計算期間中の医療費、介護サービス費の自己負担額を世帯で合計した額が、上記表の算定基準額を超えていますか？

いいえ

超えていなければ該当しません

はい

それぞれ加入している健康保険（社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等）に、支給の申請をしてください。

11月から申請受付します

◎基準日（7月31日）現在加入している健康保険の窓口申請します。市の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）及び介護保険に加入されている人は医療保険課で受付します。

申請受付は、7月分の高額医療費や高額介護サービス費の支給決定終了後の11月からになります。

また支給の可能性のある人には、11月以降に世帯主に申請のお知らせを送付する予定です。

*計算期間内で、転居し市区町村が変わった場合や加入している保険が変わった場合、以前加入していた保険の『自己負担額証明書』が必要になります

■問い合わせ 筑西市役所 24-2111
 ・市の国民健康保険に関する事 内線 236・245

・介護保険に関する事 内線 221・222
 ・後期高齢者医療に関する事 内線 243・252

インターネット公売に参加しませんか

最近テレビ等で特集を組んだり話題になっている『官公庁オークション』（ヤフー株式会社提供）に皆さんも参加してみませんか？筑西市でも、税負担の公平性を確保するため、滞納者の動産・自動車などの財産の差押えを行っており、昨年度の導入から今回で3回目の出品となります。今後も差押えした物件を『官公庁オークション』に出品し、税収の確保に取り組んでいきます。

筑西市公売開催案内

公売方法	せり売り（動産）	
公売の場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上 (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)	
日程	参加申込期間	10月9日（金）13時～ 10月20日（火）17時
	せり売り期間 （動産）	10月26日（月）13時～ 10月28日（水）13時
買受代金納付期限 （最高価申込者）	11月4日（水）14時30分まで	
下見会	日時	10月16日（金）10時～15時
	場所	筑西市役所 関城支所 （筑西市舟生1040）



▲今回出品する茶器セット一式

前回の公売結果をお知らせします

4月に行われた2回目のインターネット公売では、壺や掛軸などの動産22点を出品しました。申込み、落札額とも1回目をはるかに上回る結果となりました。

区分番号	公売財産	申込総数	見積価格 （円）	落札額 （円）	落札率 （％）
21 - 001	李朝風民画（牡丹）	5	3,000	8,750	291
21 - 002	高麗風德利德利	21	5,000	63,300	1326
21 - 003	茶碗	15	2,000	13,500	675
21 - 004	素焼壺	14	3,000	16,500	550
21 - 005	德利（高麗風鉄沙）	18	3,000	16,500	550
21 - 006	大德利（無安風）	20	3,000	25,500	850
21 - 007	花瓶（李朝風染付）	34	1,000	129,500	12950
21 - 008	素焼壺（古新羅風）	15	5,000	26,300	526
21 - 009	靴の置物（古新羅土靴）	14	3,000	32,500	1083
21 - 010	壺（水差）	22	1,000	14,000	1400
21 - 011	茶碗（宝城粉引茶碗）	23	2,000	38,500	1925
∴	∴				
21 - 021	掛軸『竹』	8	6,000	21,611	360
21 - 022	掛軸『千家尊福和歌二行書』	4	2,000	2,000	100
	合計（22点）	338	70,000	552,061	788

◆インターネット公売に関する問い合わせ
収税課 ☎ 24 - 2111（内線438、450）

担当者のコメント

今回で3回目の出品となる、インターネット公売も導入する当初は、“本当に売却できるのか？”など様々な不安もありましたが、実際に実施してみると、2回で計34点を出品し、すべて売却。税収においても、合計761,073円と予想以上の結果にも驚いています。

インターネット公売のメリットは、経費はほとんどかからず、売却額がそのまま税収となり、“経費をかけず税収を確保する”今の厳しい財政状況の中では、画期的なシステムと感じています。また500を超える地方自治体が取り組んでおり、今後もますます増加、注目されることだと思います。

筑西市でも先日、大掛かりな捜索（滞納処分）を実施し、多くの動産の差押えを行いました。今後もインターネット公売を活用し、税収確保に取り組んでいく予定です。皆さんも是非インターネット公売に参加してください。意外な品を発見できるかもしれませんよ!!

